

1 3 令和31年度えいけんプラン

えいけんプラン



衛生研究所（吉見町）

平成 31 年 4 月

目 次

1	衛生研究所の業務の基本方針	1
2	平成31年度えいけんプラン策定の趣旨	2
3	平成31年度事業実施計画	3
I	重点事業	3
1	国際的なマスギャザリングイベント開催時の 健康危機対応能力の維持・強化	3
2	感染症検査体制の強化	4
3	食品等の検査体制の強化と検査の信頼性確保	5
II	項目別事業実施計画	6
1	調査・研究	6
2	試験・検査	8
3	試験・検査の信頼性を確保するために	12
4	研修・指導	13
5	公衆衛生情報等の収集・解析・提供	15
6	職員の資質向上	18
7	健康危機に対応する体制の構築	19
8	産学官連携及び県民に開かれた研究所	20

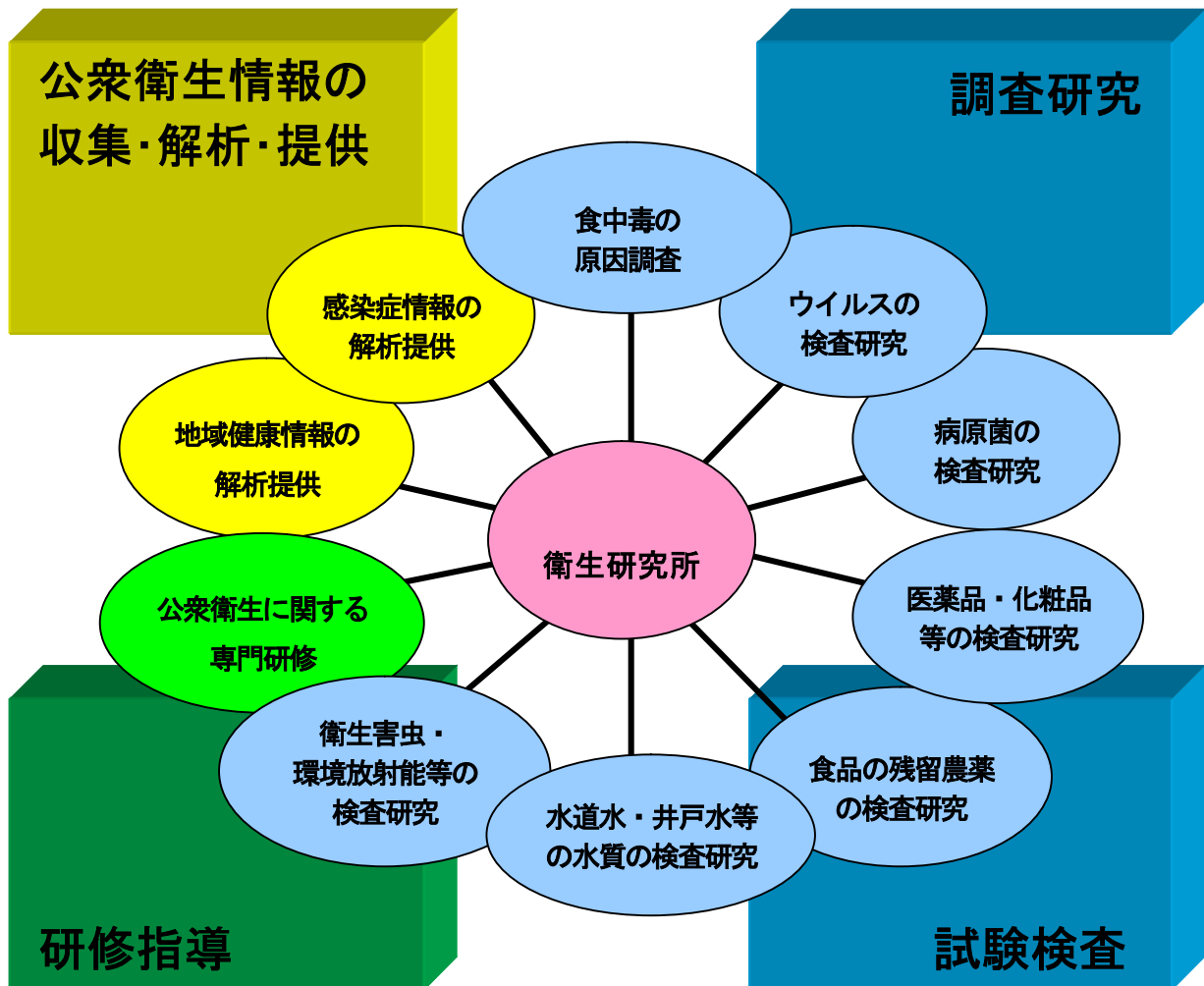
1 衛生研究所の業務の基本方針

衛生研究所は、埼玉県における衛生行政の科学的、技術的中核機関として、県民の疾病予防、健康の保持増進、公衆衛生向上のために、調査研究、試験検査、研修指導及び公衆衛生情報等の収集・解析・提供等を行っていきます。

○衛生研究所の設置根拠

地方衛生研究所設置要綱（平成9年3月14日厚生事務次官通知）

〔衛生研究所の業務〕



2 平成 31 年度えいけんプラン策定の趣旨

昨今の健康危機は、海外のエボラ出血熱の流行、鳥インフルエンザ患者の発生や国内の麻しん、風しんに代表される感染症の発生、動物用医薬品の食品残留や広域食中毒の発生に代表される食品安全を揺るがす事件の発生など、多様化複雑化の傾向にあります。

また、本年度開催されるラグビーワールドカップや来年度開催される東京オリンピック・パラリンピックなどの国際イベントの開催やボーダーレス化への取り組みは、今までに国内で確認されていない感染症の発生や輸入食品による健康被害のリスクを高めると言われています。

こうした中で、衛生研究所は、平成 29 年度に策定された埼玉県 5 か年計画の目指す将来像である「希望と安心」「活躍と成長」「うるおいと誇り」の埼玉の実現に向けた各種健康施策の科学的・技術的中核機関としての役割を果たしていく必要があります。

この役割を果たしていくためには、保健医療政策課をはじめ県庁保健医療部各課、保健所等地域機関及び市町村等との組織連携に留まらない各業務についての共通理解を深め、効果的、効率的な業務の運営が必要です。その結果として、迅速性、信頼性を確保した健康危機管理が可能となり機能の充実が図れます。さらに、医療機関、学校等の保健衛生従事を初め広く県民の皆様へ衛生研究所の機能を紹介し、開かれた試験研究機関を目指します。これらの業務の計画的、効率的な運営を目的として、平成 31 年度の事業計画「えいけんプラン」を策定しました。

3 平成31年度事業実施計画

I 重点事業

1 国際的なマスギャザリング*1) イベント開催時の健康危機対応能力の維持・強化

ラグビーワールドカップの開催や東京オリンピック・パラリンピックの開催準備に伴う健康危機の発生を予防し的確に対応するための検査体制と健康危機管理能力の強化を図ります。

<重点事業の概要>

(1) 国際的なマスギャザリングイベントに対応した強化サーベイランスの実施

国際的なマスギャザリングイベントでの感染症発生を早期に探知し的確に対応するため、ラグビーワールドカップの県内開催地である熊谷ラグビー場のある地域を対象に強化サーベイランスを期間中実施します。また、強化サーベイランスの結果を評価し、2020年の東京オリンピック・パラリンピック時の情報収集体制を検討します。

(2) 緊急検査体制の維持・強化

国際的なマスギャザリングイベントに伴う出入国者数の増加は、海外感染症の発生や輸入品に含まれる有害成分による健康被害の発生など今までに経験したことのない健康危機発生リスクを増加させることが知られています。このような様々な健康危機リスクに対応するため、感染症については従来の検査法では特定に時間のかかる病原体の検査へ次世代シーケンサーを、有害物質については質量分析計を搭載した高分解能クロマトグラフ等による迅速かつ高度な検査体制を維持し緊急検査体制の強化を図ります。

(3) 健康危機情報の迅速配信

微生物検査及び理化学検査で得られた健康危機情報のほか、感染症サーベイランスで収集した情報等について、県担当課、保健所、市町村等関係機関と迅速な情報共有を図ります。さらに、検査結果と収集した情報とを詳細に解析し、医療機関、県民等へ広く情報を提供します。

*1) マスギャザリング：一定期間、限定された地域において、同一目的で集合した多人数の集団

2 感染症検査体制の強化

感染症重大事案対策事業に基づく原因病原体の特定が困難な重症感染症（脳炎・脳症・無菌性髄膜炎）について、原因病原体を特定するために導入された次世代シーケンサーを本格的に運用し検査機能の強化を図ります。

<重点事業の概要>

(1) 次世代シーケンサーによる重症感染症の原因究明

原因病原体の特定が困難な重症感染症（脳炎・脳症・無菌性髄膜炎）について、原因病原体を特定するために導入された次世代シーケンサーを本格的に運用します。結果は、有識者で構成された委員会による評価を踏まえ医療機関に広く情報を還元します。

(2) 検出病原体の詳細な解析と有効活用

結核菌や腸管出血性大腸菌の遺伝子解析を実施し、保健所の疫学調査を補完する分子疫学情報を提供します。その他、感染症発生動向調査で得られた病原体についても詳細な解析を行い、その情報を医療機関、県民等に広く提供します。

(3) 検査の高度化に伴う人材育成

次世代シーケンサーなどの高度遺伝子解析機器を使用した病原体検査が主流となっています。これらの機器は、検体の処理のみならず得られたデータの解析にも専門的かつ最新の知識と技術が要求されます。健康危機管理の観点からも、専門知識と実践経験を踏まえた複数の技術者を育成します。

3 食品等の検査体制の強化と検査の信頼性確保

次世代のニーズに対応する検査体制を構築するため、日頃の検査を通じて得られた知識や技術を結集し、最新の検査機器等を活用した新たな検査体制を整備します。また、検査とその業務管理の国際標準化への対応を目指し、検査の信頼性確保を推進します。

<重点事業の概要>

(1) 生の野菜・果物の微生物検査の強化

近年の広域食中毒の多発や違反食品等の発生傾向を踏まえ、特に重篤な健康被害につながる腸管出血性大腸菌食中毒の予防対策のため、生の野菜・果物を加工・提供する施設からの収去及び拭き取り検査を強化します。

(2) 食品用器具及び容器包装検査体制の整備

国は、食品用器具及び容器包装に使用を認めていない化学物質を規制するため、食品衛生法の改正を行いました。この法改正により導入される新しい検査体制に備え、収去検査の内容等について保健所等関係機関と協議・検討を進めるとともに、検査機器等を引き続き整備します。また、国が進める食品用器具及び容器包装の試験法開発に協力して、新しい試験方法の検討を行います。

(3) 検査業務管理の国際標準化への対応

ISO/IEC^{*2)} 17025 への準拠した食品検査体制の整備について検討するほか、医薬品検査の PIC/S^{*3)} への対応や水質検査法の見直しを実施し検査精度を維持管理するとともに国際標準化への対応を推進します。

* 2) ISO/IEC : 国際標準化機構/国際電気標準会議

International Organization for Standardization

International Electrotechnical Commission

* 3) PIC/S : 医薬品査察協定及び医薬品査察共同スキーム

Pharmaceutical Inspection Convention and Pharmaceutical
Inspection Co-operation Scheme

(4) 高度な検査の信頼性を確保するための人材育成

食品衛生法の改正や検査等業務管理の国際標準化に対応するためには、各基準に定められた教育と訓練の受講歴を持つ専門性の高い検査技術者が必要となります。そこで、高度化細分化する検査の信頼性を確保するため計画的な検査技術者の育成を行います。

II 項目別事業実施計画

衛生研究所の業務を8つの項目に分け、具体的な事業計画を定めました。

1 調査・研究

県民の健康保持・増進、公衆衛生の向上に寄与し、行政上必要な試験検査業務を適切に行うため、各種の調査研究を行っています。

平成31年度に実施を予定している研究課題は次のとおりです。

(1) 衛生研究所調査研究事業（県単独予算）

実施に当たっては、内部評価委員会、外部評価委員会により、目標設定の適否、緊急性・必要性、研究手法、独創性・新規性の観点から多角的な評価を行い、研究課題を選定しています。

- ①下水処理施設における流入水の腸管系ウイルスの実態調査
- ②*Campylobacter* 属菌の検査法の検討
- ③埼玉県内における河川水中抗インフルエンザ薬の実態調査

(2) 厚生労働省の補助金を活用した調査・研究（厚生労働科学研究費等）

- ①マスクギャザリング時や新興・再興感染症の発生に備えた感染症サーベイランスの強化とリスクアセスメント
- ②地方衛生研究所における病原微生物検査に対する外部精度管理の導入と継続的実施に必要な事業体制の構築に関する研究
- ③食品由来感染症の病原体の解析手法及び共有化システムの構築のための研究
- ④食品由来薬剤耐性菌のサーベイランスのための研究
- ⑤室内濃度指針値見直しスキーム・暴露情報の収集に資する室内空気中化学物質測定法の開発
- ⑥下痢症ウイルス感染症の分子疫学および流行予測に関する研究
- ⑦食品衛生検査を実施する試験所における品質保証システムに関する研究
- ⑧食品中の食中毒細菌の制御法の確立のための研究

(3) 委託を受けて行う調査・研究

- ①環境放射能水準調査
- ②食品に残留する農薬等の成分である物質の試験法開発に関する研究
- ③後発医薬品品質情報提供推進事業
- ④感染症流行予測調査（麻しん抗体保有状況の調査・180検体）

(4) その他（共同研究として実施する調査・研究）

超高齢・省エネ時代の居住に係る健康リスクとリテラシー効果の推定法

【研究評価】

(1) 内部評価委員会による研究評価

内部評価委員会は、所長、副所長、室長で構成し、すべての研究について事前評価、中間評価、事後評価を行います。

(2) 外部評価委員会による研究評価

外部評価委員会は、外部の学識経験者等で構成し、県単独の予算で実施する研究課題で、他の機関が審査し採択するもの以外の研究課題について事前評価、事後評価を行います。

【倫理審査及び利益相反管理委員会】

(1) 倫理審査委員会

埼玉県衛生研究所倫理審査要綱に基づき、衛生研究所で行う研究について、内部委員及び外部委員（3名）による委員会で、倫理的観点から審査を行います。

(2) 利益相反管理委員会

埼玉県衛生研究所利益相反管理要綱に基づき、産学官連携活動及び公的研究活動等に伴って生じる利益相反について、透明性を確保し、適正に管理することを目的に、内部委員及び外部委員（3名）による委員会で、研究の審査を行います。

2 試験・検査

衛生研究所は、県民の健康上の安全を確保するために様々な検査を行っており、保健所と連携した行政検査を実施する等、民間の検査機関にはない重要な役割を担っています。

法令に基づいて実施する検査や、健康被害が発生した際の原因究明を目的とした検査等、行政が必要と判断して実施する検査が中心です。

また、県内の衛生研究所を有さない保健所設置市からの依頼に応じた検査も行っています。

単なる検査結果の提供だけでなく、必要に応じて事前の相談から結果の分析等を含めた情報還元を行っています。

【法令等に基づく試験・検査】

(1) 感染症発生時の検査

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」に基づいて感染症発生時に検査を行います。

- * 二類感染症の例 結核、SARS、MERS
- * 三類感染症の例 コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症
- * 四類感染症の例 A型肝炎、E型肝炎、ジカウイルス感染症、デング熱、レジオネラ症
- * 五類感染症の例 麻しん、風しん

(2) 感染症発生動向調査病原体検査

感染症法に基づき、感染症の発生状況や病原体情報を早期かつ的確に把握して流行を予測し、適切な予防措置を講じるために、病原体検査を行います。特に季節性インフルエンザについて重点的に実施します。

- * 検査対象疾患 インフルエンザ、感染性胃腸炎、手足口病、ヘルパンギーナ、カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症等

(3) 結核患者発生時の検査

結核患者が発生した際に、結核のまん延を防止するため、家族及び同僚等の患者との接触者を対象にIGRA検査（血液検査）を実施します。

また、患者間の関連性をみる遺伝子検査（VNTR検査）を実施します。

(4) HIV 確認検査

埼玉県エイズ及びその他の性感染症等対策要綱に基づき、県で実施するHIV検査の確認検査を実施します。

(5) 次世代シーケンサーを用いた重症感染症の検査

埼玉県感染症重大事案対策事業実施要綱に基づき、脳炎・脳症・無菌性髄膜炎検体のうち実施条件に適合した検体について、次世代シーケンサーを用いた網羅的ウイルス検索を実施し、原因究明に努めます。

また、原因不明の重症感染症が多発した場合に、その原因究明のため次世代シーケンサーによる検査を実施します。

次世代シーケンサーによる検査結果の解釈には様々な臨床データも加味することが必要であることから、個人情報に配慮した上で感染症に関する外部有識者の技術的助言も受けて解析を実施します。また、得られた結果に基づき、適切な情報提供を行えるよう検討を進めます。

(6) 食品の検査

県内で生産・製造・加工又は販売される不良な食品等を排除するため、食品製造施設等から食品衛生監視員が収去（抜き取り）したものについて、法律等で定める規格基準等の適合検査を実施します。

また、県民等から寄せられた苦情に関する食品等の検査を実施します。

* 検査項目 微生物、残留農薬・残留動物用医薬品・食品添加物、重金属、放射能等

近年の広域食中毒や違反食品等の発生を踏まえ、特に重篤な健康被害につながるリスクの高い腸管出血性大腸菌の予防対策として、生の野菜・果物を加工・提供する施設（生食用カット野菜卸工場を中心に）から収去した食品や拭き取り検体 80 検体について、腸管出血性大腸菌等の検査を行います。

(7) 食中毒発生時の検査

食中毒の迅速な原因究明を行うため、食中毒事件発生時に便・食品・調理施設内のまな板等のふき取り検体について、遺伝子検査技術等を活用して、細菌・ウイルス・寄生虫（クドア等）の検査を実施します。

また、自然毒（魚介類、野草及び毒きのこ等の有毒成分）による食中毒について、高感度な分析機器を活用した有毒成分の検査や生物種の判別検査を実施し、迅速に原因究明を行います。

(8) 水道原水・上水道等の検査

県民に供給する飲料水の安全確保を図ることを目的に、水道原水（浄化前の水）の有害化学物質等の検査を実施します。

また、荒川及び利根川水系の原虫類や河川水中の医薬品成分を調べる検査を実施します。

* 検査項目 農薬、非イオン界面活性剤、クリプトスポリジウム、医薬品成分等

(9) 水質監視のための検査

毎日飲む飲料水の安全性を確保するため、表流水、伏流水、井戸水等について、水質管理目標設定項目のうち 11 項目及び農薬 41 項目の検査を実施します。

(10) 衛生動物検査

食品衛生法に基づく異物混入の検査及び不快感や刺咬被害を及ぼす衛生害虫の検査を実施します。また、感染症を媒介する蚊のモニタリング調査を実施します。

(11) 放射能検査

原発事故により発生した放射性物質による環境及び食品への影響を把握し、適切な措置及び適切な情報提供を行うため、環境中の放射能（線）のモニタリング測定や県内流通食品等の放射能検査を実施します。

(12) 医薬品等の品質の試験検査

医薬品等の有効性及び安全性を確保するために、薬事監視員が医薬品製造業者等から収去を行った製品について、品質に関する試験検査を行います。

(13) いわゆる健康食品や危険ドラッグの検査

県民の健康に危害を及ぼす恐れのある成分の有無について、いわゆる健康食品や危険ドラッグの検査を行います。

【検査結果をもとに情報提供している例】

- ① 感染症発生動向調査の病原体検出に関する情報
国への報告や保健所等関係機関への還元を行うほか、随時、感染症情報センターホームページで提供しています。
- ② 食品検査による有害な化学物質の検出に関する情報（保健所へ提供）
食品を摂取することによるリスクの程度を含めて検査結果を保健所等に連絡しています。
- ③ 食中毒発生時の検査結果に関する情報（保健所へ提供）
食中毒発生時の検査結果は、速やかに関係機関に情報を提供し、県民等への食中毒拡大防止に役立てています。
- ④ 水道水質管理計画に基づく水質検査に関する情報（生活衛生課へ提供）
提供した情報は、埼玉県ホームページで公開されており、県内水道事業者の水質管理に役立てられています。
- ⑤ 危険ドラッグに関する検査情報（薬務課へ提供）
指定薬物やその類似成分等が発見された場合は、薬務課を通して厚生労働省に情報提供を行っており、新たに指定薬物の指定を行う際の参考になっています。

【県民等からの依頼に基づく試験・検査】

県民等からの依頼に基づいて実施する下記の検査については、埼玉県衛生試験等手数料条例に基づいて、手数料を徴収して実施しています。

(1) 井戸水等に関する検査

保健所で県民から依頼を受付けた井戸水検査を実施します。

- * 検査項目 細菌検査(2項目)・・・一般細菌、大腸菌
理化学検査(11項目)・・・全有機炭素、塩化物イオン、色度、濁度、pH値等

(2) 水道事業者からの水質検査依頼

水道事業者等からの依頼に応じて、水質検査を実施します。

- * 検査項目 水質管理目標設定項目 11項目、農薬類 41項目

(3) 川越市保健所、越谷市保健所及び川口市保健所からの依頼に基づく検査

川越市保健所、越谷市保健所及び川口市保健所からの依頼検査を実施します。

(4) 放射能の検査

県民等からの依頼により、食品等の放射能の検査を実施します。

- * 検査項目 セシウム 134、セシウム 137

(5) 衛生害虫の検査

県民等からの依頼により、生活環境中に発生した刺す虫、不快な虫等の検査を実施します。

- * 検査項目 簡単なもの・・・そのままの状態でも検査できる虫
複雑なもの・・・前処理した後に検査する虫（塵中のダニ等）

3 試験・検査の信頼性を確保するために

近年、衛生研究所の試験・検査は、各分野において高度化しており、検査の精度を向上させ信頼性を確保する重要性が高まっています。

そこで、衛生研究所では、検査部門から独立した信頼性確保部門を設け、試験・検査の信頼性を確保するための取組みを積極的に行います。

【信頼性確保部門の業務】

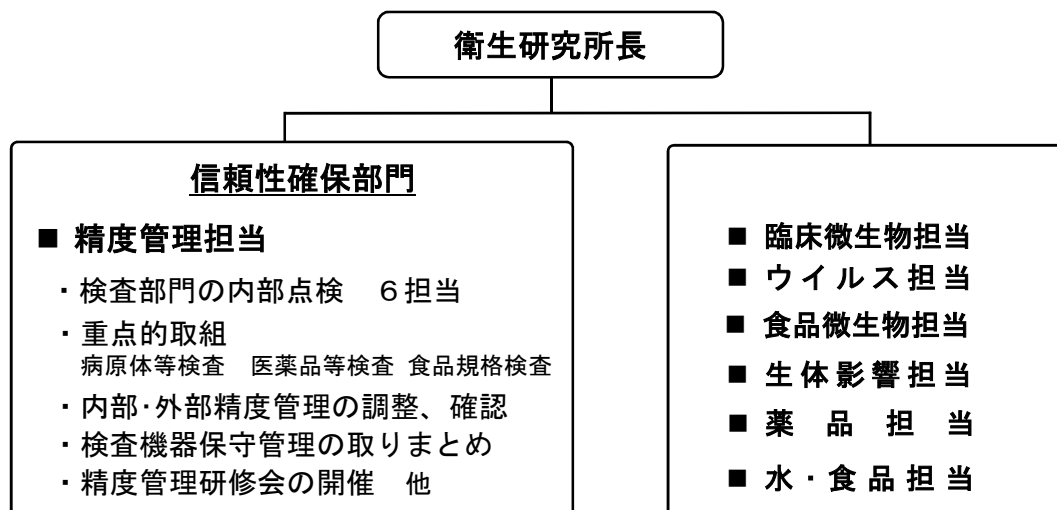
信頼性確保部門は、検査部門全6担当に対して所内規程（埼玉県衛生研究所検査業務管理規程）に基づいた内部点検を実施し、適正な検査業務の運営を図ります。

特に、法律等に遵守規定のある、食品規格検査（食品衛生法に基づく食品GLP*¹）、病原体等検査（感染症法）、医薬品等検査（国際協定であるPIC/S*²）については、検査内容の確認を詳しく行う等重点的に取組みます。

また、検査担当者の技能評価（内部精度管理）及び検査機関としての外部評価（外部精度管理）についての調整、結果の確認・評価や、検査機器が常に正しく稼働するために、検査機器の保守管理計画の取りまとめを行います。

さらに、検査の信頼性に対する検査担当者の教育を目的とした精度管理研修会を開催します。

- *1) 食品GLP：食品衛生検査施設における業務管理基準（Good Laboratory Practice）
埼玉県の食品検査に関する信頼性確保業務は、食品安全課と衛生研究所の精度管理担当が協力して行っています。
- *2) PIC/S：医薬品査察協定及び医薬品査察共同スキーム
(Pharmaceutical Inspection Convention and Pharmaceutical Inspection Co-operation Scheme)



試験・検査の信頼性確保体制

4 研修・指導

衛生研究所は、高度の専門性を有する県の機関として、衛生行政の第一線機関である保健所職員等を対象に積極的に研修を行います。

また、研修の場を活用して、衛生研究所の業務説明や意見交換を行います。

(1) 主催研修（共催含む）

- ①感染症に関する研修 5回開催予定
- ②衛生研究所セミナー 4回開催予定
- ③精度管理に関する研修 3回開催予定
- ④その他の研修

(2) 本庁各課が行う分野別専門研修への協力

(3) 講師派遣研修

県内外の公衆衛生に関する各機関・団体等に知識・技術を提供するための研修会に当所職員を講師として派遣します。

- ①県の機関（本庁・地域機関）
- ②学会・研究会等の講演・シンポジストとしての招聘
- ③その他外部機関

(4) 研修生の受入

外部機関から積極的に研修生を受け入れます。

研修対象者	期 間
医学生、獣医学生、薬学生、栄養学生等	随時
医師	随時

(5) 専門機関からの視察の受入

専門機関からの視察を随時受け入れます。

(6) 各種行政機関等の委員会への参画

行政機関等に設置されている各種の委員会に、専門家としての立場で職員が参画します。

委員会の名称	依頼元・委嘱機関等
残留農薬等分析法検討会	厚生労働省医薬食品局 食品安全部基準審査課長
薬事・食品衛生審議会 残留農薬・動物用医薬品部会	厚生労働大臣
食品用器具・容器包装 おもちゃ等の試験に係る検討会委員	国立医薬品食品衛生研究所長
試験法委員会食品成分試験法委員	日本薬学会環境・衛生部会
ジェネリック医薬品品質情報検討会 ワーキンググループ	国立医薬品食品衛生研究所長
健康危機管理情報支援事業運営委員会	国立保健医療科学院長
食品安全委員会専門委員	内閣総理大臣

5 公衆衛生情報等の収集・解析・提供

県内の感染症患者の発生や病原体検出の情報等を、県内医療機関、保健所等に提供します。

また、保健所と連携して地域の健康情報を分析し、健康づくりに役立つ情報を積極的に提供します。

(1) 感染症発生動向に関する情報の収集、解析、提供

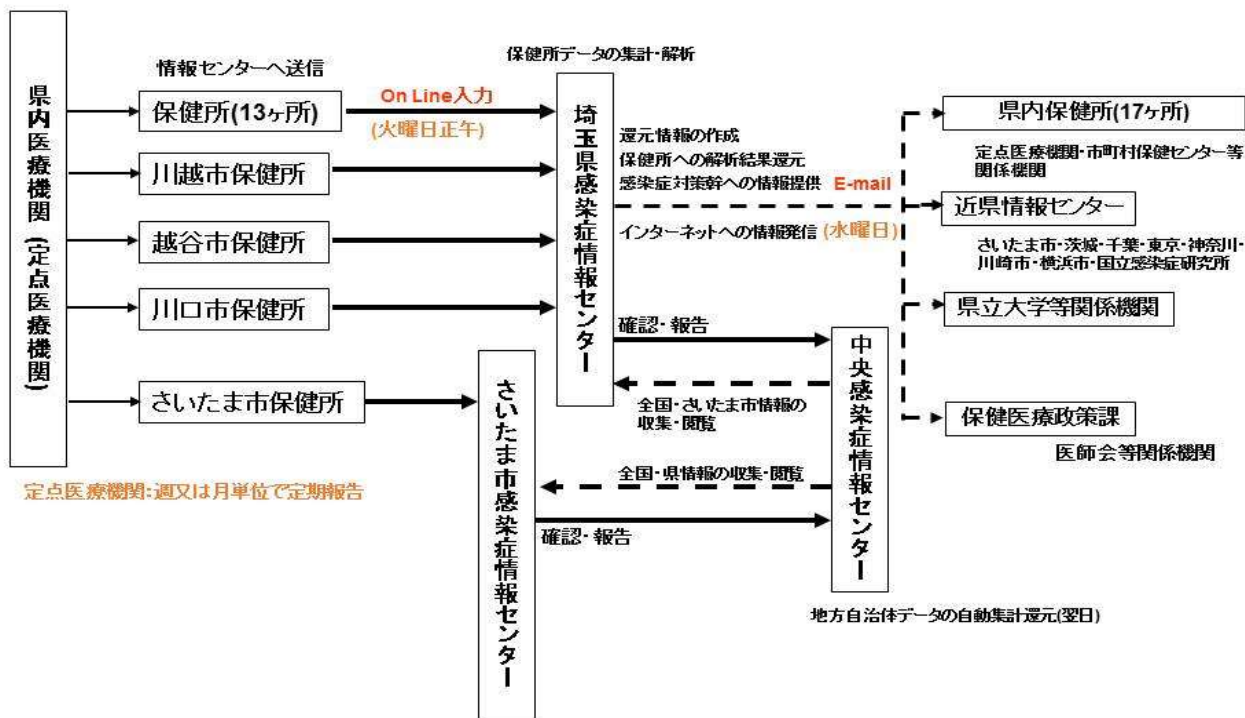
感染症に関する情報を収集し、患者の発生情報と病原体の解析情報を統合することで、正確かつ確実な流行の把握を行います。その結果を保健所、医療機関等の関係機関及び電子媒体を使用して県民等へ提供することで、感染症の流行拡大防止に努めます。

また、保健所等の行政機関や県内の教育機関等から寄せられる専門相談にも応じます。

感染症発生動向調査による患者情報の流れ

(全数・定点把握対象疾患の患者発生情報)

→ 情報収集
- - - 情報還元



①感染症患者発生情報及び埼玉県病原体検出情報の提供

県内の感染症の発生状況や流行疾患の特徴等を迅速に情報発信するために、患者発生情報と病原体検出情報を統合した解析を行い「感染症患者発生情報」及び「埼玉県病原体検出情報」(SIASR : Saitama Infectious Agents Surveillance Report)を作成します。これらを各保健所を通して定点医療機関や市町村等に情報提供します。

「感染症患者発生情報」 → 週報・月報・年報提供

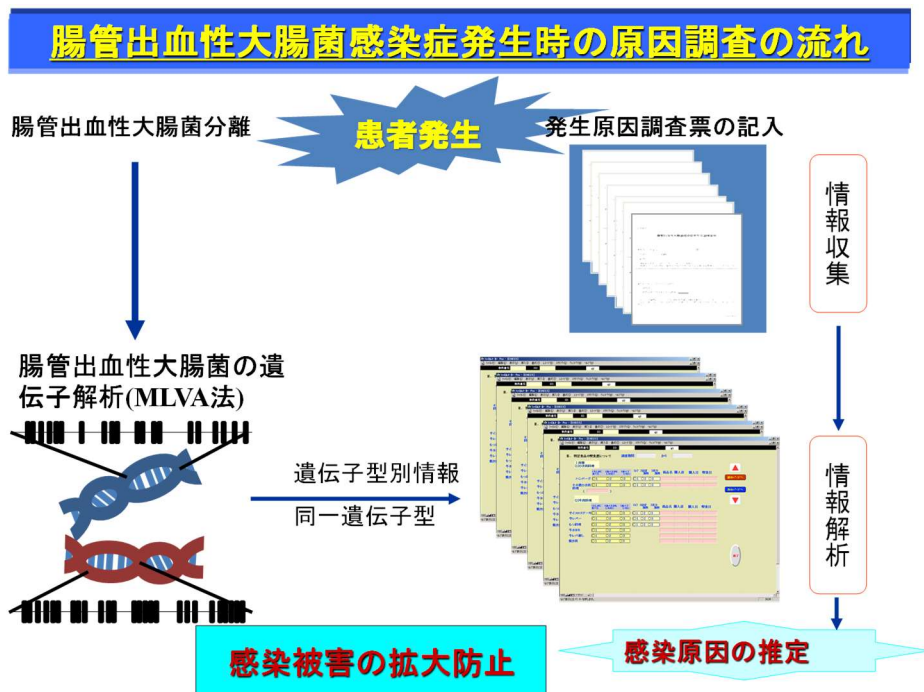
「埼玉県病原体検出情報」 → 毎月提供

②緊急時の対応

緊急時は随時情報を提供します。

(2) 0157 等感染症に係る疫学的原因究明事業

患者発生時の疫学調査結果と腸管出血性大腸菌の遺伝子解析 (MLVA 検査) 結果をもとにデータベースを作成し、集団発生の可能性について比較解析を行います。解析結果は、保健所等関係機関へ還元するとともに、疫学的調査の支援を行い、早期原因究明に努めます。年 10 回程度の速報の提供及び経年データを踏まえた年間報告書の作成を行うとともに、感染症発生時には随時情報の収集・解析・提供を行います。



(3) 麻しん・風しん対策の推進

本庁との密接な連携の下、感染症情報センターとして、麻しん・風しん患者確定のための遺伝子検査、麻しん排除状態の確認と平成32年を目標とする風しん排除のための調査支援を行います。

また、予防接種率向上のための技術協力等に取り組みます。

- * 技術協力事項 麻しん患者発生状況の迅速状況把握
麻しん及び風しん患者の患者確定のための遺伝子検査の実施
資料提供及び助言等専門相談体制の整備
関係機関研修等に活用できる専門データ分析

(4) 予防接種状況の報告

予防接種法に基づく定期予防接種について、県内市町村を対象に接種状況を調査します。調査データから年齢別に基礎データを作成し、年齢階級別接種完了率等の報告書を保健所及び市町村に年1回送付して予防接種対策の推進に寄与します。

(5) 地域の健康情報の解析・提供

地域の健康情報の解析を行い、県・保健所・市町村の健康づくり事業を支援します。

① 県の計画に係る指標の算出

埼玉県5か年計画施策指標のひとつである「健康寿命」や健康長寿計画・食育推進計画・歯科口腔保健推進計画の指標を算出し、県に提供します。

② 国や県が実施した調査の解析

「国民健康・栄養調査」の埼玉県分データを集計・解析するほか、県が実施した健康に関わる調査についてデータを蓄積します。

③ 市町村等の支援

市町村や保健所がパソコンを用いて簡単に地域の健康水準を把握できる「健康指標総合ソフト」を作成し、提供します。また、特定健診データを収集・解析して結果を市町村等へ提供します。

④ 県民への情報発信

地域の健康に関する解析結果をホームページで情報発信します。



【作成したソフト】

(6) 国や他自治体の衛生研究所との公衆衛生情報ネットワーク強化

国立保健医療科学院や国立感染症研究所等との関係を構築し、地方衛生研究所全国協議会を活用して他の地方衛生研究所との連携を図り、国や他自治体の情報を迅速に入手するとともに、近隣衛生研究所の公衆衛生情報部門との交流を図り、専門的人材育成とネットワークづくりの強化を行います。

6 職員の資質向上

国内外における新たな感染症等の発生や検査技術・検査機器の進歩など衛生研究所を取り巻く環境は日々変化しています。健康危機事例に備え適切に対応するためには、常に最新の情報を収集するとともに、新たな検査技術の習得など職員の資質の向上を図る必要があります。このため、研修受講や学会への派遣を通じて、今後の人材育成に努めます。

(1) 国立保健医療科学院等への派遣

国立保健医療科学院等専門研修機関が実施する研修等に、積極的に職員を派遣します。

(2) 学会等への派遣

学会や地方衛生研究所全国協議会・部会等に職員を派遣し、最新情報を収集するとともに、人的ネットワークの強化を図ります。

また、学会等での発表を通じて埼玉県衛生研究所からの情報発信を積極的に行うとともに、職員の資質の向上を図ります。

(3) 埼玉県健康福祉研究発表会での発表

様々な分野において行った試験・検査・研究の成果を広く保健所、市町村職員等に発信します。

(4) 所内報告会、抄読会の開催

研修や研究の成果を所内で共有するため、報告会を開催します。

また、衛生研究所の所管する試験検査や疫学分野におけるこれまでの研究をレビューし、意見交換する場として論文の抄読会を行います。

7 健康危機に対応する体制の構築

健康危機発生時に迅速に対応するため、衛生研究所内の危機管理体制を整え、るとともに、関係機関との連携を図ります。

(1) 新たな感染症等検体の搬送体制の維持

県内でエボラ出血熱や鳥インフルエンザ等が発生した場合、国立感染症研究所へ検体を搬送するため、24時間365日対応の搬送体制を維持します。

(2) シミュレーション訓練の実施

県内で健康危機が発生した場合を想定して、健康被害事故発生時の対応マニュアルに基づき、シミュレーション訓練を行います。

(3) 県内政令市、中核市との連携

県内で大規模かつ広域的な健康危機が発生した場合、相互の検査に係る協力、連携を迅速に行うため、埼玉県、さいたま市、川越市、越谷市及び川口市の5県市で協定を締結します。この協定に基づく協力体制を円滑に推進するため、連絡担当部門による連絡調整会議や合同研修会を実施します。

(4) 環境安全管理会議の開催

埼玉県衛生研究所環境安全管理規程に基づき、化学物質、排水、廃棄物等の環境安全管理状況に関する自己監視の状況について、環境安全管理会議を4回開催し協議します。

(5) 健康危機情報の迅速配信

国際的なマスギャザリングイベント開催時等で健康危機が発生した場合、微生物検査及び理化学検査で得られた結果と収集した情報とを詳細に解析し、迅速に関係機関と情報を共有します。

8 産学官連携及び県民に開かれた研究所

大学、企業等との共同研究を実施するとともに情報交換を行います。

また、県民の皆様には衛生研究所の役割や業務を理解していただき、開かれた衛生研究所を実感できる機会の創出や広報の充実に努めます。

さらに、県民の疾病予防、健康の保持・増進のため、専門機関としてタイムリーかつ信頼のおける情報の提供を行います。

(1) 産学官連携の取組み

大学、企業、研究機関、団体、国・市町村等と連携を図り、共同研究等地域における課題解決への貢献を進めます。

(2) 講演会・研修会・イベントの開催

県民に開かれた試験研究機関として、県民公開講座や夏休み親子科学教室の開催、県庁オープンデーへの出展等、衛生研究所を周知する機会の創出に努めます。

(3) 見学の受入れ

県民広報展示室を活用し、所内見学を積極的に受け入れます。